

## 資料43 大気汚染に係る環境基準等

### ア 環境基準

#### 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二 酸 化 室 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ガルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二 酸 化 い お う	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	非分散型赤外線分析計を用いる方法

#### 備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

物 質	環境基準	測定方法
ペ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(9.2.4告示)	また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(13.4.20告示)	

#### 備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に損取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

### イ 環境基準評価方法

#### 二酸化窒素

評 価 方 法	年間ににおける1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評 価 対 象	年間ににおける測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
通 知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

#### 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評 価 短 期 的 評 価	連続して、又は同時に測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
方 長 期 的 評 価 法	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
評 価 対 象	1日平均値の評価にあっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
通 知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

#### 光化学オキシダント

評 価 方 法	1時間値が0.06ppm以下であること。
評 価 対 象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通 知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

### ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注 意 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		京都市地域(京都市) 乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町) 宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) 綴喜地域 (八幡市、京田辺市、井手町) 相楽地域 (精華町、山城町、木津町、加茂町)
警 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	
緊 急 警 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		